

菰野町耐震改修促進計画

[第三次計画]

令和8年3月改定

菰 野 町

<u>第1章 はじめに</u>	
1	計画策定の背景 1
2	計画の位置づけ 2
<u>第2章 計画の基本事項</u>	
1	計画の目的等 3
	(1) 計画の目的 3
	(2) 対象区域、計画期間、対象建築物 3
2	想定される地震と被害の状況 8
	(1) 三重県における大規模地震発生の緊迫性 8
	(2) 想定される地震 8
	(3) 想定される建物被害 9
3	建築物の耐震化の現状 11
	(1) 住宅の耐震化の状況 11
	(2) 特定の建築物の耐震化の状況 15
<u>第3章 計画の方針</u>	
1	計画の基本方針 16
2	基本的な取組方針 16
	(1) 建物所有者の主体的な取組 16
	(2) 町の支援 16
	(3) 関係者との連携 16
3	計画の目標 17
	(1) 住宅の耐震化の目標 17
	(2) 特定の建築物の耐震化の目標 17
<u>第4章 建築物の耐震化のための施策</u>	
1	住宅の耐震化 18
	(1) 木造住宅の耐震化の支援 18
	(2) 住宅の耐震化の促進 19
2	まちの安全対策 20
	(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策 20
	(2) 耐震化の促進のための普及啓発 21
3	その他建築物の地震に対する安全対策 21

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災では、犠牲者が6,400人を超え、そのうち約8割の人の死因は住宅の倒壊等によるものでした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56（1981）年5月31日以前）の建築物に集中し、それらが集積しているような地域では、建築物の倒壊が道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、その後も平成16（2004）年の新潟中越地震、平成17（2005）年の福岡県西方沖地震と大地震が続き、特に平成23（2011）年の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

直近でも、平成28（2016）年には熊本地震、平成30（2018）年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、令和6（2024）年には能登半島地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、これまで取り組んできた耐震化の効果は一定程度認められるものの耐震化は道半ばであり、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

地震による被害も、窓ガラスや外壁等の落下、大規模空間における天井材の脱落などいわゆる非構造部材の落下によるもの、地震によるエレベーターでの閉じ込め、ブロック塀の倒壊、さらには長周期地震動への対策など、建築物における耐震化への取組は多岐にわたります。

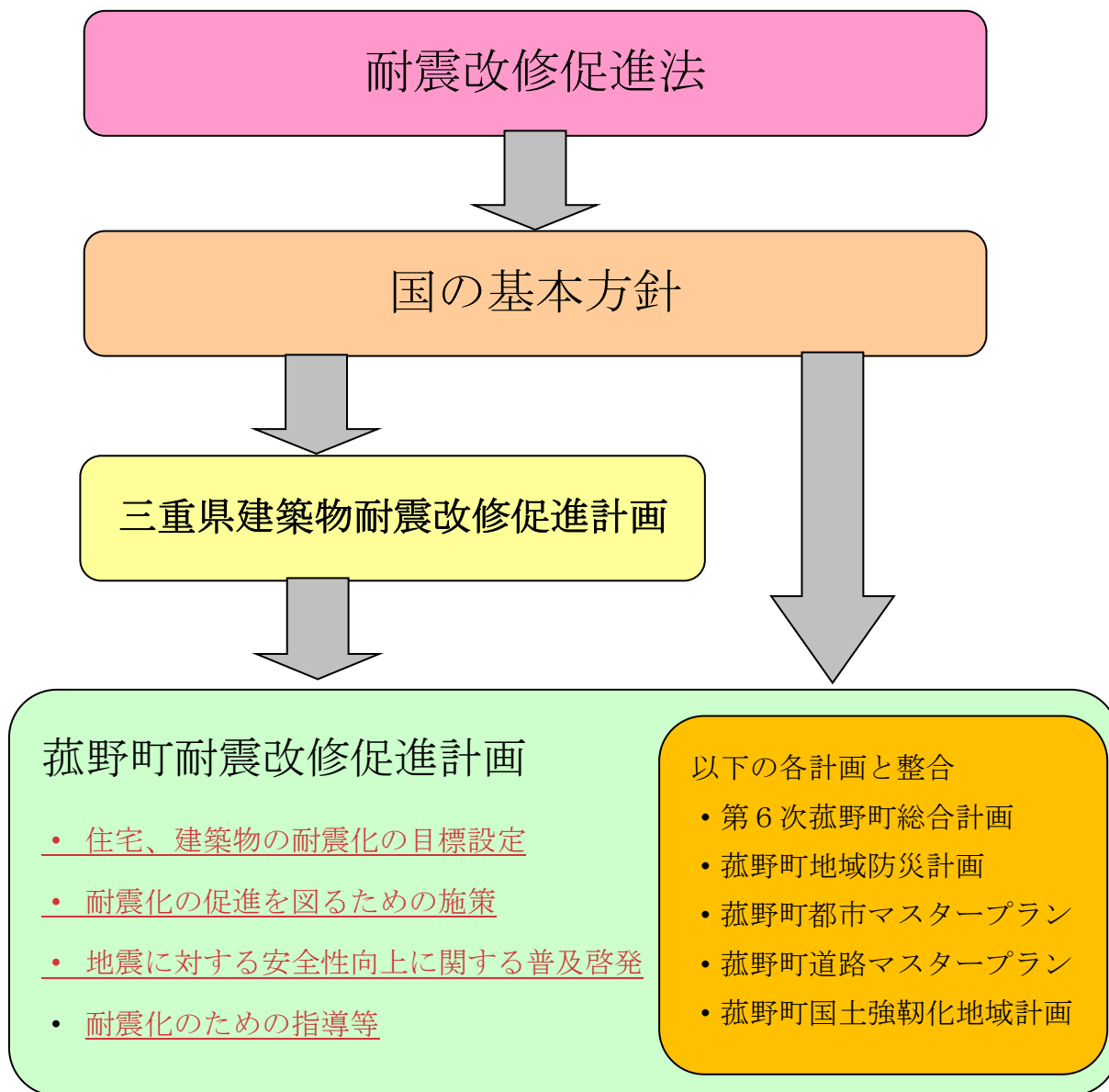
このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、町では平成20年4月に「菰野町耐震改修促進計画（当初計画）」を策定し、複数回の計画改定を経ながら、町内の建築物の耐震診断および耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「菰野町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を改定し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」、「建築基準法」、「三重県防災対策推進条例」、「三重県建築物耐震改修促進計画」を関連法令及び上位の計画として、耐震改修促進法第6条に基づく町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

また、その取組方針や目標は、「第6次菰野町総合計画」をもととする、「菰野町地域防災計画」、「菰野町都市マスタープラン」、「菰野町道路マスタープラン」、「菰野町国土強靱化地域計画」の各計画と整合し、策定しています。



【図1】 菰野町耐震改修促進計画の位置づけ

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害を軽減し、町民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

① 対象区域

本計画の対象区域は、菰野町全域とします。

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前^(※1)に建築された住宅及び特定の建築物^(※2)を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

【用語の解説】

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

- ① 多数の者が利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）
- ③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの。）

■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）
- ② 三重県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）
（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】 特定の建築物の一覧表

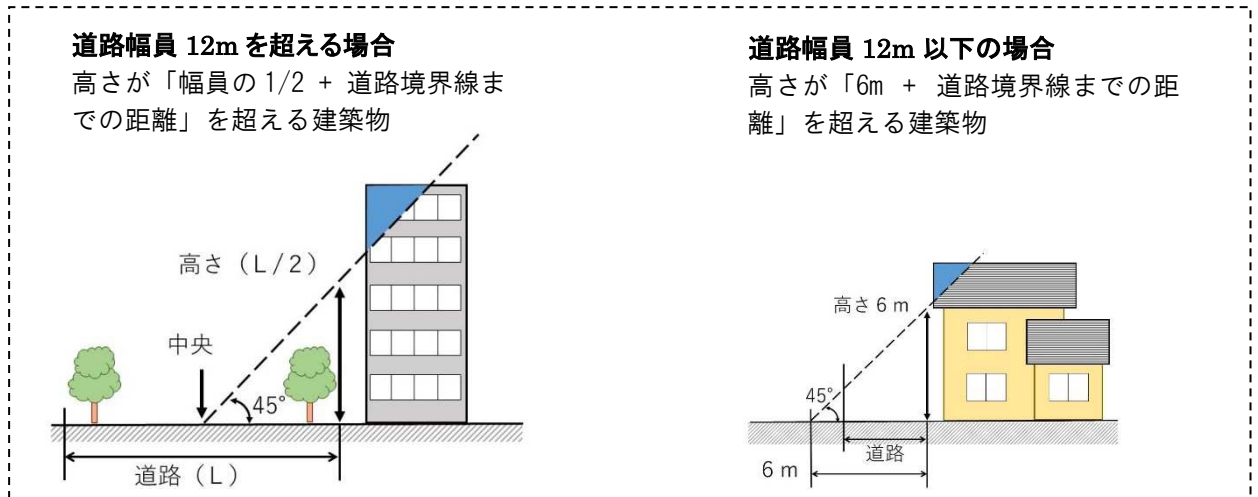
(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断義務付け対象)	
1) 多数の者が利用する用途 幼稚園、保育所 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ※ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ※以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 病院、診療所 劇場、観覧場、映画館、演劇場 集会場、公会堂 展示場 卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗 ホテル、旅館 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿事務所 博物館、美術館、図書館 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物 体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数2以上かつ 床面積 500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 1,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ 床面積 1,500 m ² 以上 階数2以上かつ床面積 3,000 m ² 以上(屋内運動場を含む)	
	階数2以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上	
	(ア) 特定既存耐震不適格建築物	階数3以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
		階数1以上かつ 床面積 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数3以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	階数1以上かつ 床面積 5,000 m ² 以上
	(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数1以上かつ床面積 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)
	(3)避難路沿道建築物(通行障害建築物)		(イ) 要緊急安全確認大規模建築物 (ウ) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物 耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物
	(4)防災拠点となる建築物		

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表（耐震改修促進法施行令第7条）

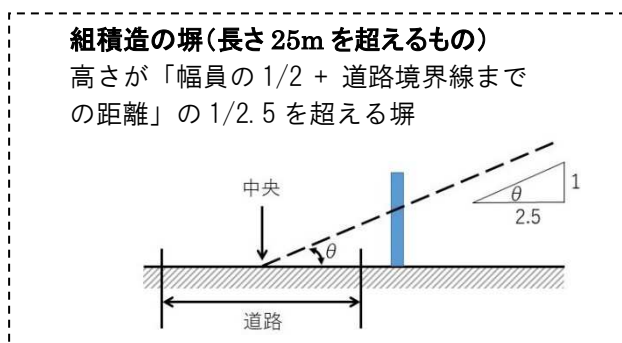
用途	政令第7条第2項	危険物の種類		数量
危険物の貯蔵場又は処理場	第一号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量	
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）		
第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類		30トン	
第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類		20立方メートル	
第五号	マッチ		300 マッチトン	
第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）		2万立方メートル	
第七号	圧縮ガス		20万立方メートル	
第八号	液化ガス		2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）		20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		200トン	

- 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）
通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（避難路沿道建築物）

- 通行障害建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物
なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として、第4章に記載。



【図 2-1】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物



【図 2-2】地震発生時に通行を確保すべき道路の通行障害建築物（組積造の塀）

- 所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項）
菰野町については、建築主事を置く三重県をいう。

2 想定される地震と被害の状況

(1) 三重県における大規模地震発生 の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）や津波供養塔（南伊勢町鬻浦、紀北町長島地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、三重県は、長年にわたり繰り返される、地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和7年9月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を60～90%程度以上としており、大規模地震発生 の緊迫度が高い状況にあります。

(2) 想定される地震

三重県では、南海トラフを震源域とする巨大地震について、また県内に数多く分布する活断層を震源とした内陸直下型地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、被害予測等を取りまとめています。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、東日本大震災の発生直後に各地で内陸地震が頻発したように、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られています。過去にも南海トラフ周辺において、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生しており、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視されるなかで、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておく必要があります。このように、県内は沿岸部のみならず内陸部でも強い揺れが想定されており、耐震対策は県全域にわたって取り組まなければならない必須の対策です。

そこで、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

(3) 想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して、予測結果が示されています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、三重県全体で約 55,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 18,000 棟が全壊し、津波により約 32,000 棟が流出すると予測されています。

【表 2-3-1】過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 18,000	約 3,250	約 4,600	約 70	約 6,700	約 3,300
液状化	約 3,700	約 2,130	約 1,110	—	約 330	約 70
津波	約 32,000	約 4,280	約 4,300	—	約 14,500	約 8,930
急傾斜地等	約 1,700	約 70	約 170	約 100	約 760	約 740
火災	約 100	約 30	約 30	—	約 30	—
計	約 55,000	約 9,760	約 10,210	約 170	約 22,320	約 13,040

(単位：棟)

【表 2-3-2】先発地震の被害を考慮し、後発地震が発生した場合の揺れ建物全壊棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
東半割れ→西半割れ	約 19,000	約 3,580	約 4,600	約 70	約 6,500	約 4,300
西半割れ→東半割れ	約 19,000	約 3,240	約 4,200	約 70	約 6,500	約 4,500

(単位：棟)

※ 表 2-3-1、表 2-3-2 は令和 8 年 3 月公表の三重県南海トラフ地震被害想定によります。

※ 地域毎の数値は地域に属する市町の被害棟数の和を記載しています。

※ 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

次に、内陸直下型地震にあたる養老―桑名―四日市断層帯地震では、三重県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、三重県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測されています。

頓宮断層帯地震では、三重県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れにともない約 4,700 棟が全壊すると予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化にともなう建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっています。

【表 2-4】 養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

(単位：棟)

【表 2-5】 布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

(単位：棟)

【表 2-6】 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10

(単位：棟)

※ 表 2-4、表 2-5、表 2-6 は平成 26 年 3 月公表の三重県地震被害想定結果によります。

※ 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

3 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、令和5年度の住宅総数（空き家等を除いた居住世帯のある住宅）は15,070戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は13,119戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は87.1%となります。

一方、耐震性のない住宅は1,951戸と推計され、平成15年統計調査時点の3,477戸から20年間で1,526戸減少しています。

【表2-7】菟野町における住宅耐震化の状況

（単位：戸）

菟野町内の住宅戸数		2003 (H15) 年度	2008 (H20) 年度	2013 (H25) 年度	2018 (H30) 年 度	2023 (R05) 年度
住宅総数		11,650	13,280	13,680	14,770	15,070
耐震性のある住宅戸数 (①+②)		8,173	10,433	11,126	12,579	13,119
耐震化率		70.2%	78.6%	81.3%	85.2%	87.1%
昭和56年以降建築①		7,330	9,270	9,910	11,460	11,720
昭和55年以前建築の住宅総数		4,320	4,010	3,770	3,310	3,350
耐震性 あり	木造住宅 (※1)	458	912	904	918	1,170
	木造以外の住宅 (※2)	385	251	312	201	229
	計②	843	1,163	1,216	1,119	1,399
耐震性 なし	木造住宅 (※1)	3,362	2,768	2,456	2,092	1,870
	木造以外の住宅 (※2)	115	79	98	99	81
	計	3,477	2,847	2,554	2,191	1,951

この表の値は統計調査の結果から三重県において推計しています。

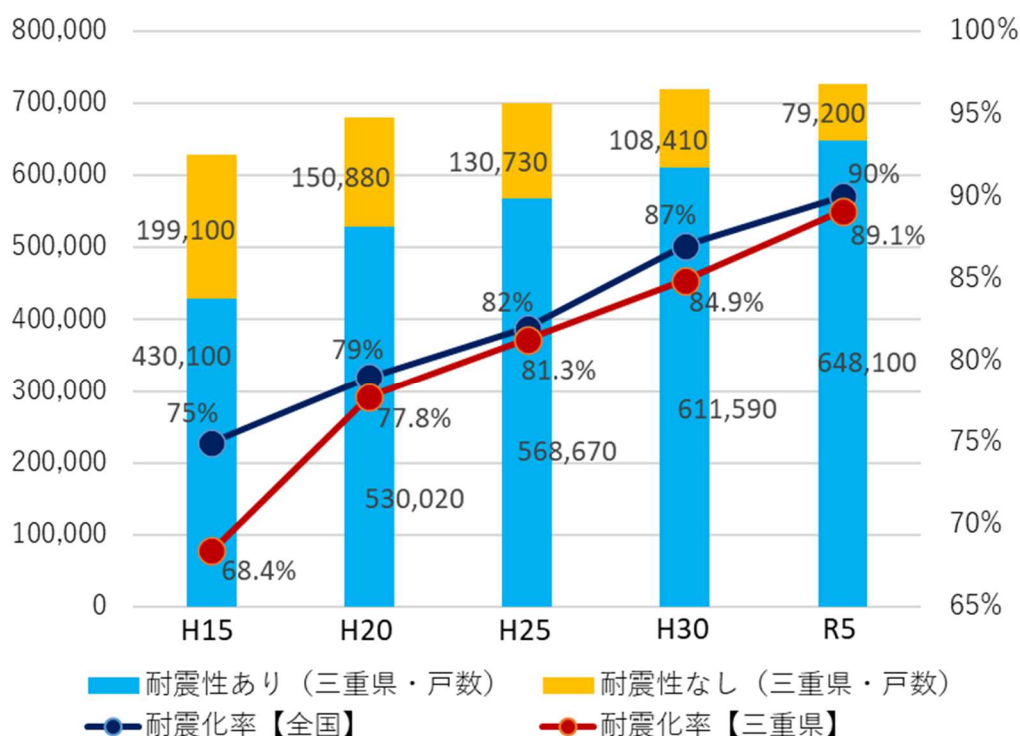
※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり令和5年度時点で3,040戸となります。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(改訂前計画の目標に対する実績)

改訂前計画で定めた令和7年度の目標である「住宅耐震化89%以上」については、令和5年度の推計値で87.1%となり、目標達成に近付いています。

なお、三重県の住宅耐震化の状況については、令和5年度時点の推計値で89.1%に達しています。

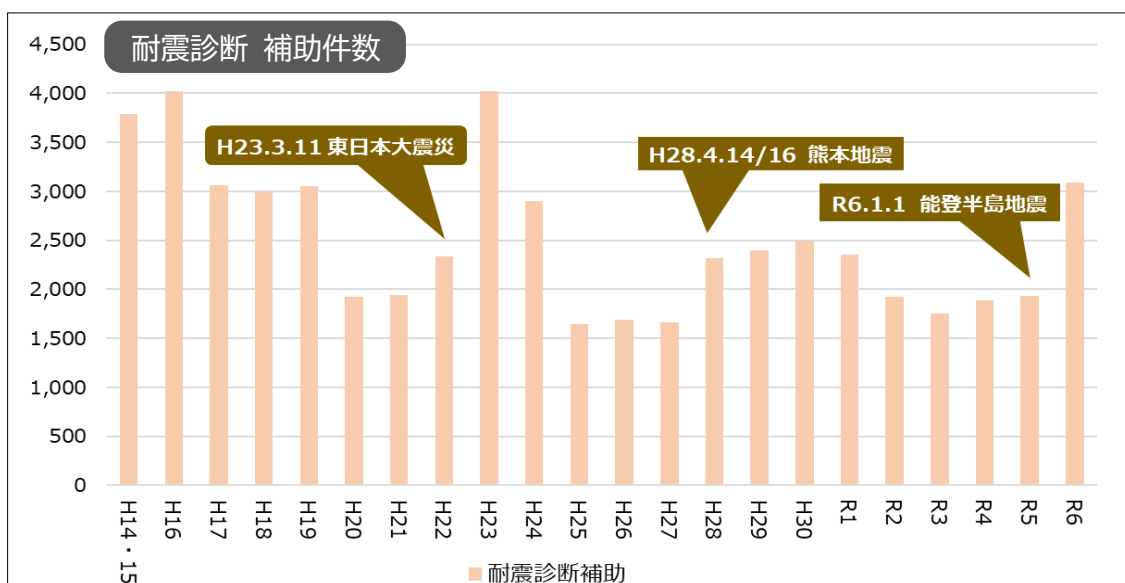


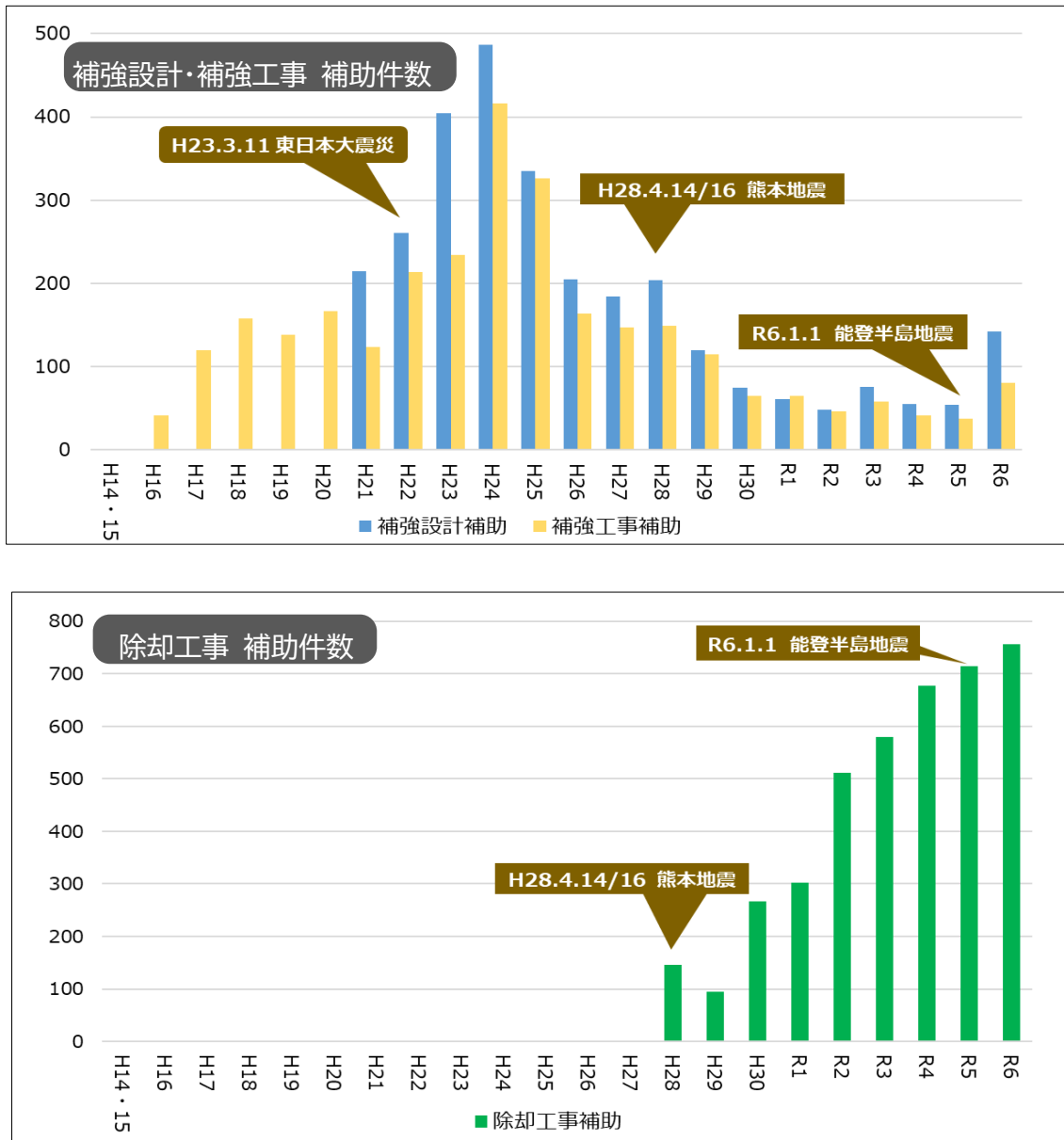
【図 2-3】 三重県及び全国の耐震化率等の推移

(耐震関係補助実績の推移)

町では、平成 15 年度以降、旧耐震基準で建設された木造住宅を対象に、耐震診断、補強設計、補強工事、リフォーム工事等の補助制度を設け、三重県と連携して耐震化を推進してきました。

三重県全体の補助件数は国内で大規模な地震被害が発生した後に増加し、その後は時間の経過と共に減少するという傾向が続いています。令和 6 年 1 月の能登半島地震発生後の令和 6 年度補助件数は、耐震診断、補強設計、補強工事のいずれも急増し、耐震診断は東日本大震災の発生翌年以來となる 3,000 件超となっております。





【図 2-4】 三重県における各補助件数の推移

(耐震補強をめぐる現状と課題)

耐震補強の補助実績は、多くの住宅が被害を受ける大規模な地震の後に増加し、その後、時間の経過と共に減少する傾向が続いており、地震による危機意識が住宅耐震化の動機になっていると見られます。

一方、耐震性のない住宅の除却補助制度の件数は、増加傾向にあります。その背景として、建築後概ね45年以上が経過している旧耐震基準で建てられた木造住宅について、耐震性がないことが判明後、耐震補強ではなく、建て替えや新規購入等を選択する方が増加しているものと推測されます。

高齢者のみの世帯の場合、将来の利用の見通しや資金面等から、耐震補強や建替えになかなか踏み込めない状況もうかがえます。

また、三重県が令和6年度まで毎年度実施していた防災に関する県民意識調査において、「耐震補強の決心がつかない、耐震補強をしない理由」に対する回答では、「補強工事に多額の費用がかかるから」が平成24年度以降一貫して最も多くを占めていることから、耐震補強工事に要する費用が、補強工事を躊躇する大きな要因になっていると見られます。

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震では、県内の広い地域で震度6強以上の強い揺れが想定されており、耐震性のない住宅では、圧死等の原因となる倒壊が危惧される状況にあります。

耐震性のない住宅に住み続けることが、命の危険にもつながることを理解し、意識することが重要であり、住宅の耐震性確保の重要性の啓発に継続的に取り組む必要があります。

また、耐震補強工事に要する費用を補助金等で支援し、補強工事費用の低減が期待される低コスト工法や精密診断法による補強設計を普及させる取組も引き続き行っていく必要があります。

(2) 特定の建築物の耐震化の状況

町内における多数の者が利用する建築物は、令和6年度末時点で75棟あり、そのうち新耐震基準で建築されたものは43棟、旧耐震基準で建築されたものは32棟となっています。旧耐震基準で建築されたもののうち、21棟が、耐震診断や耐震改修により耐震性ありと確認されており、多数の者が利用する建築物の耐震化率は全体で85.3%となっています。

旧耐震基準の建築物は、建築後概ね45年以上経過していることから、耐震改修して建物を継続して利用するよりも、除却・建替える傾向が強くなっており、今後も旧耐震基準の建物の除却・建替えによる耐震化が進捗すると考えられます。

【表2-8】菰野町における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（令和6年度末）
（用途分類A、B、Cをあわせたもの）

		菰野町における多数の者が利用する建築物 計		
			県・町有建築物	民間建築物
建築物総数		75	25	50
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)		64 (85.3%)	25 (100%)	39 (78.0%)
新耐震基準建築①		43	6	37
旧耐震基準 建築 計	耐震性あり②	21	19	2
	耐震性なし	11	0	11
		32	19	13

※「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、町調査をもとに推計しています。（単位：棟）

【表2-9】多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（附属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（附属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体の安全を図る建築物	賃貸住宅等 共同住宅、寄宿舎・下宿

第3章 計画の方針

1 計画の基本方針

国が定めた耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」では、耐震性が不十分な住宅については令和17年までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消としています。

その基本的な方針及び改訂前計画における目標を踏まえ、令和12年度までの住宅及び特定の建築物の耐震化率の目標を定めます。

この目標を達成することにより、建築物の倒壊等による被害を低減し、南海トラフを震源域とする大規模地震等への備えを進めます。

2 基本的な取組方針

（1）建物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化の促進にあたっては、町民や事業者による自助、地域社会による共助、三重県や町などの公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題として、主体的に取り組むことが不可欠です。そして、地震による住宅の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命、身体及び財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねない問題であることを十分に認識して、耐震化に取り組む必要があります。

（2）町の支援

町は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また町は、地震災害からの復旧にかかる費用を大幅に減らす効果が期待できる住宅の耐震化や防災・減災対策としての有効性が高い建築物の耐震化など、公費負担の必要性の観点から財政的支援を行うものとします。

町は実施する支援について、国・三重県への補助金要望や町民への情報提供など、適切な対応を行います。

（3）関係者との連携

三重県、町、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

また特に所管行政庁と連携して、旧耐震基準の建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な情報提供や啓発を行います。

3 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

目標1. 住宅の耐震化	目標：耐震化率 95%以上 (R5 年度推計値：87.1%)
目標値の算定式	
耐震化率 =	$\frac{(\text{S55 年以前の耐震性のある住宅数} + \text{S56 年以降の住宅数})}{(\text{居住世帯のある住宅総数})}$

国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の中で、住宅について令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、三重県における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「95%以上」としています。

町においても三重県が設定した耐震化率を目指し、令和12年度の目標値を「95%以上」とします。

【表3-1】菟野町における住宅耐震化率の目標

	R5 年度 統計調査に基づく推計値	R12 年度
耐震化率(目標値)	87.1%	95%以上

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

特定の建築物の耐震化の目標は、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBを対象とします。町における分類A及びBを対象とした耐震化率は既に100%に達しているため、引き続き建築物の適切な維持管理に努めていきます。

【表3-2】民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

年度	用途分類	重要度による分類	建築物総数		耐震化率	
			a=b+c	b		c
R6	A	I	3	3	0	100%
		II	0	0	0	—
	B	I	0	0	0	—
		II	0	0	0	—
	計		3	3	0	100%

(単位：棟)

※ 「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、町調査をもとに推計しています。

第4章 建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化

(1) 木造住宅の耐震化の支援

町では、旧耐震基準木造住宅について、以下の補助制度により住宅の耐震化の取組を支援します。

■【表 4-1】菟野町木造住宅耐震促進事業 (令和8年3月時点)

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	木造住宅無料耐震診断事業を行う。(申請者負担額:無料)	階数が3以下の木造住宅	・丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:最大18万円(精密診断法による補強設計の場合は最大34万円)	耐震診断評点1.0未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:最大150万円	耐震診断評点0.7未満の木造住宅	・耐震診断評点1.0以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区(例:密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額:リフォーム工事費用の1/3の額(20万円が上限)	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	・県内の建設業者が施工するもの ・耐震補強工事以外の増改築リフォーム工事 ・外構工事でないこと

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅簡易耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 工事費用の 2/3 の額(30 万円が上限)	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	・耐震診断評点 0.7 以上とする補強工事 ・町が認める防災上必要な地区(例: 密集した住宅地や指定された避難路沿い)
木造住宅除却工事補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 工事費用の 23%の額(20 万 7000 円が上限)	・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	次のいずれか ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋 2m、2 階建て 4m以内 ・三重県型密集市街地
木造空き家除却補助事業	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された空き家を、除却する工事を行う場合に補助を行う。 ・申請者に対する補助金額: 工事費用の 23%の額(20 万 7000 円が上限)	・耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅 ・町が空き家と判断した住宅	次のいずれか ・外壁から敷地境界線までの距離が、平屋 2m、2 階建て 4m以内 ・三重県密集市街地

(2) 住宅の耐震化の促進

町では、住宅の耐震化の促進のため、町民のみなさんに啓発や情報提供等を行います。具体的な取組内容については、「菰野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に記載します。

① 相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

住宅の耐震化をはじめ、リフォームや空き家住宅についての相談窓口を設置し、総合的な相談を受け付けています。

② 住宅戸別訪問・耐震補強相談への支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅が集積している地域における住宅所有者への戸別訪問を行います。また、耐震診断を終えた方からの耐震補強相談について、関係団体や県と連携の上、補強工事の実施に繋がるように支援を行います。

③ インターネット等を活用した情報提供

広く町民のみなさんに情報を提供するため、町広報のほか、町ホームページに耐震に関する情報提供サイトを開設し、耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行っています。

第4章 建築物の耐震化のための施策

2 まちの安全対策

(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

① 三重県による地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化対象路線及び耐震診断指示対象路線を指定しています。

(耐震診断義務化対象路線の指定)

三重県では耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化対象路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物という。以下同じ。）の所有者に、同法第7条第1項第二号に基づき令和3年3月31日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けており、その結果について公表しています。

なお、町には第1次緊急輸送道路はなく、通行障害既存耐震不適格建築物はありません。

(耐震診断指示対象路線の指定)

三重県では耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づき、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

なお、町には耐震診断指示対象路線はありません。

(その他の道路の沿道の耐震化)

地震時に建築物が倒壊し道路が閉塞すると、避難はもとより、その後の救助や消火活動等に支障が生じることから、通行障害既存耐震不適格建築物等の状況に応じて、第1次緊急輸送道路以外の第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路あるいはその他の道路について、耐震診断義務化路線の指定を検討します。

なお、新たに路線を指定する場合には、県と十分な調整を行います。

② 密集市街地等における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。

また、令和5年統計調査によると、町内の空き家は住宅総数の14.4%（約2,550戸）を占め、今後も増加するものと考えられますが、密集市街地では、空き家率も高く、その対策はまちの安全対策にとっても非常に重要と言えます。

そこで、町では、平成29年度から、一定の要件を満たす耐震性のない木造住宅の空き家を対象に、除却工事に対する補助を実施しています。

(2) 耐震化の促進のための普及啓発

① 災害予測図の作成と公表

三重県では、三重県南海トラフ地震被害想定において過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、また、三重県地震被害想定調査において陸域の活断層（養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として、地域別の「震度予測分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

これらを基に、地域の災害予測を把握し、町民あるいは地域社会それぞれが適切な地震・津波対策を講じることができるよう啓発に努めます。

② 防災ガイドブックの活用

三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、内陸直下型地震の発生が懸念されており、また、近年多発している台風や集中豪雨による風水害など、様々な自然災害に備えていただくため、「三重県防災ガイドブック」を作成しています。

「知る」「備える」「行動する」をキーワードとして、町民のみなさんが地震・津波・風水害や自らの災害リスクを知ることで、自分に合った備えを進め、災害発生時には適切な避難行動をとるために活用いただくことのできる内容となっています。

この「三重県防災ガイドブック」において、家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策に関するチェックポイントや行政支援などが掲載されており、耐震化の促進を図るための普及啓発に活用します。

3 その他建築物の地震に対する安全対策

① ブロック塀等における安全対策

平成30年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

地震時における道路の閉塞や倒壊によるブロック塀等の被害を減らすことを目的とし、所有者等による安全点検の実施を促すため、国土交通省が作成した既存の塀の安全点検のためのチェックシートや所有者・施工者向けのチラシをホームページに掲載する等、県と協力しブロック塀等の安全確保に向けた普及啓発を行います。

② 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。そのため町では高齢者世帯を対象に、家具転倒防止具の支給や取付を実施しています。

③ 指定緊急避難所

指定緊急避難所は、災害の危険から命を守るために避難する場所であり、建築物の安全性が強く求められます。そのため、町では緊急避難所に指定した集会所について行う耐震診断・耐震補強工事に対する補助事業を実施しています。（耐震診断：上限100万円、耐震補強工事：上限1000万円）